

《トピック》

岡山の浅田さん全面勝訴

「岡山市の処置は、浅田さんの生活を破壊」

原告天海さんと同様に、65歳で障害福祉を打ち切られた岡山の浅田達雄さんが岡山市を相手に提訴していた裁判で、3月14日、岡山地方裁判所は浅田さんの訴えをほぼ全面的に認め、岡山市に対して、浅田さんが65歳時に申請した障害者福祉の却下処分を取り消すこと、従前と同様の時間数の介護を支給すること、精神的苦痛に対する慰謝料を支払うことを命じました。

浅田さんの裁判は、天海訴訟と同じ内容であり、非常に心強いものです。

加えて、今回の判決は、浅田さんの勝利とともに、介護保険問題に直面している、あるいは今後直面する全国の障害者に大きな希望をもたらすものです。

障害者総合支援法第7条「介護保険の優先」という悪しき条文があっても、訴訟や運動で跳ね返すことが可能であることを示すもので、大変大きな成果であると考えます。

判決は、

一定の条件下では「7条の『介護保険法の規定による介護給付(途中省略)であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受けるとき』には当たらないと解釈すべき」(すべてのケースが介護保険優先になるわけではないとの判断)

「浅田さんの支援法申請を却下した場合、浅田さんがその生活を維持することは不可能な状態に陥ることは明らかである」「岡山市長としては自立支援給付を決定したうえで、引き続き浅田さんの納得が得られるように説明を行うべきであった」「本件処分は7条の解釈・適用を誤った違法なもの」と断じています。

判決は「第7条は憲法違反」の条項であるとは踏み込みませんでしたが、岡山市の対応を厳しく指弾したのと言えます。

「浅田さん」をそのまま「天海さん」に読み替えることができます。天海訴訟においても、「給付の途絶」について被告千葉市を追及しています。

(その後、岡山市は判決を不服として広島高裁岡山支部へ控訴しました。今後も取り組みは続きます。)



勝利報告集会の浅田さん



浅田訴訟原告の
浅田達雄さん